

国水環防第32号
国水砂第109号
老高発0224第2号
子子発0224第1号
社援保発0224第1号
障障発0224第1号
令和3年2月24日

各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防担当部（局）長 殿

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

平成29年度に水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第8条の2に基づき、市区町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。

また、社会福祉施設等については、関係法令において、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の義務づけ等がされており、社会福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、

別添のとおり、所管施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について速やかな点検等をお願いしているところです。

昨年の令和2年7月豪雨は、九州を中心に全国で大きな被害をもたらしましたが、その中でも熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」は、事前に避難確保計画を作成し、更には年2回避難訓練を実施していましたが、施設が水没し、入所者70名のうち14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

この被害を受け、厚生労働省と国土交通省は共同で、有識者による検討会^{※1}を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しているところです。この検討会において、避難における多くの課題が確認されており、検討会のとりまとめを受けた対応策については、改めて周知させていただきますが、出水期に備え、別紙を参考に社会福祉施設^{※2}に対して避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）について緊急点検を実施し、必要な改善を行っていただくよう、貴管内市区町村へ働きかけをお願いします。また、緊急点検を実施した施設からの相談について助言等の対応を、貴管内市区町村に依頼していただくよう、併せてお願いします。

なお、貴管内市区町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめて報告いただきますよう別途お願いする予定です。

なお、本件依頼は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html

国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※2 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 (内線 35439)

津波水防係長 太田 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山 (内線 36152)

地震対策係長 土門 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

○厚生労働省老健局高齢者支援課

課長補佐 岩本 (内線 3970)

施設係長 宮本 (内線 3925)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3595-3670

○厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

課長補佐 香取 (内線 4955)

調整係長 下間 (内線 4964)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3595-2647

○厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

室長補佐 内野 (内線 2995)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3592-5934

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

課長補佐 加藤 (内線 3031)

福祉財政係長 市川 (内線 3035)

TEL : 03-5253-1111 (代表) FAX : 03-3591-8914

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検要領

1. 緊急点検の目的

これから到来する梅雨期など、今年の出水期に備え、水害や土砂災害から社会福祉施設の施設利用者等の身を守ることを目的として避難の実効性を高めるため、「避難確保計画（水防法・土砂災害防止法）」（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）の内容について、緊急的に点検を実施する。緊急点検を実施したうえで、安全な避難先の選定や施設利用者の避難誘導要員の早期確保などの必要な改善を実施するものである。

2. 対象施設

市区町村地域防災計画へ位置づけられている、以下の場所に位置する全ての社会福祉施設（これに類する施設を含む）

- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 高潮浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

3. 緊急点検の実施主体

社会福祉施設の管理者等（施設長・副施設長・防災リーダー等の当該施設における災害対策に責任を有している者（以下「施設管理者等」という。）をいう。）

4. 点検項目

避難確保計画に定められている内容のうち、施設利用者等の避難確保の実効性を確保するために最低限必要であると考えられる以下の項目について点検を実施する。項目ごとのチェックすべき内容については、別紙のチェックシートに示す。

- ① 施設の災害リスク情報について
- ② 施設利用者の避難先や避難行動について
- ③ 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて
- ④ 施設利用者の避難支援のための体制確立について

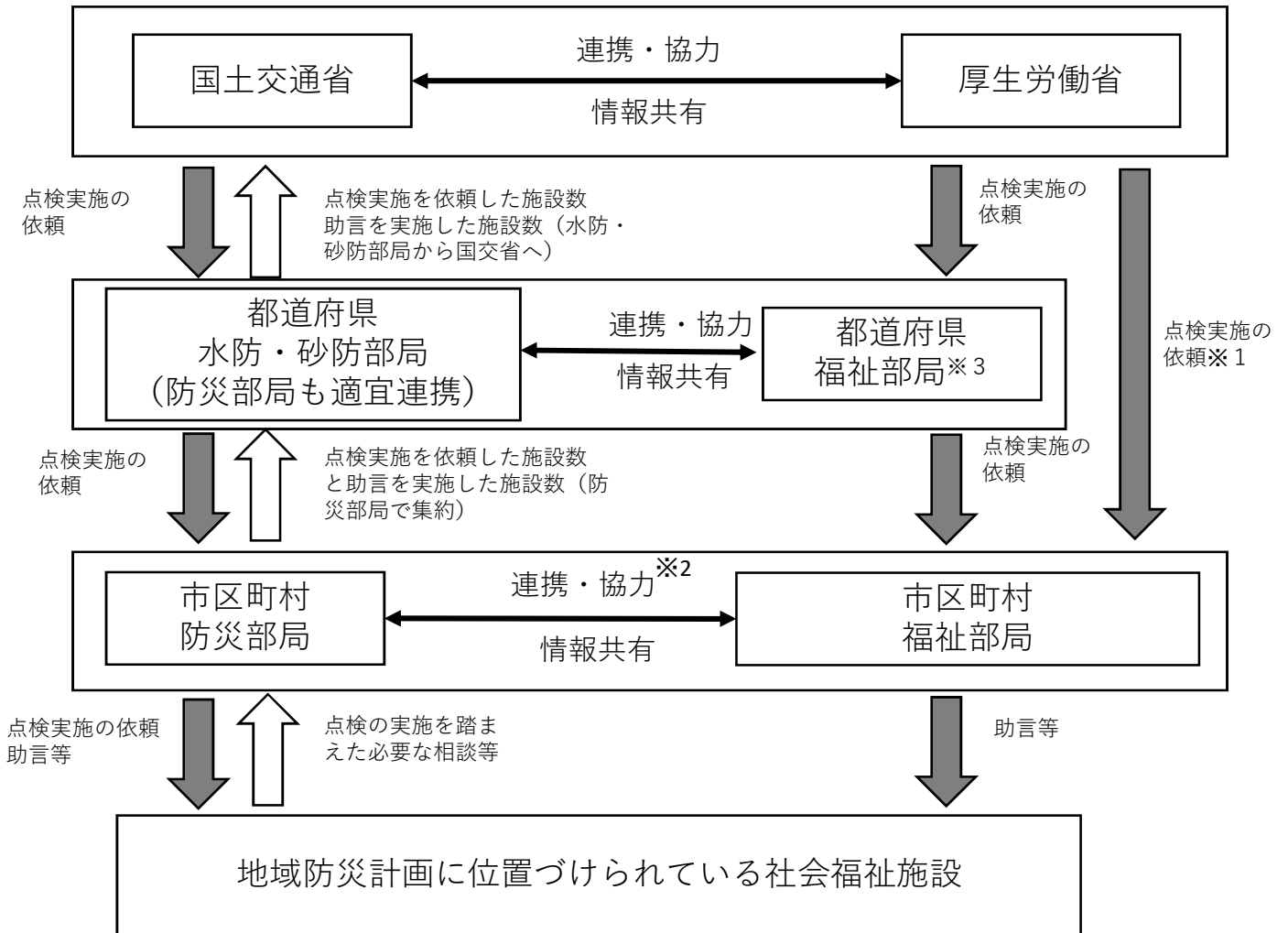
5. その他

避難確保計画や非常災害対策計画が未作成の施設については、速やかに計画の作成を進めるとともに、併せて上記要領に沿った内容で施設の防災体制に関する点検を実施しておくこと。なお、施設管理者等が緊急点検を実施した結果懸念事項等がある場合は、必要に応じ市区町村に相談し、助言等を受け対応策を検討すること。

また、今年の出水期に備えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意した上で、上記要領での確認事項を施設の職員全員と情報共有するとともに、情報伝達等の可能な実地訓練を実施しておくこと。

緊急点検フローチャート（社会福祉施設）

例



※1：政令指定都市福祉部局、中核市福祉部局については、厚生労働省から依頼を実施

※2：福祉部局、防災部局の連携・協力体制の一例

福祉部局の役割（例）

- ・点検依頼先の地域防災計画に位置づけられている社会福祉施設のリストアップ（防災部局と共同して実施する）
- ・依頼先への連絡（施設への事前連絡や施設の連絡先を防災部局へ提供するなど）
- ・施設に関することについての相談対応（施設の設備や施設利用者へのサービス等）

防災部局の役割（例）

- ・施設に対して点検実施の依頼を実施する
- ・施設からの相談を受けるための窓口（施設に関することは、福祉部局に対応を依頼）
- ・施設管理者等への助言内容等について調整を図る

※3：都道府県が、該当施設等の指定権者である場合には、必要に応じて、市区町村福祉部局等との連携・協力をお願いします。

様式 緊急点検チェックリスト

別紙

施設名: _____

実施日: 令和3年 月 日

点検項目	点検欄 点検した場合は□に○印を記載してください。
1. 施設の災害リスク情報について ○ <u>施設の災害リスクを確認した。</u> 説明：市区町村が公表しているハザードマップや、国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等を用いて、施設にどのような災害リスクがあるかを、災害種別毎（河川の氾濫による浸水や土砂災害、高潮による浸水）に確認する（●：表下段参照）。	□
2. 施設利用者の避難先や避難行動について ○ <u>安全な避難先を確認し、避難先施設の了解を得た。</u> 説明：災害リスクがある場合には、立退き避難が望ましい。避難先としては市区町村の指定緊急避難場所や他の社会福祉施設等が考えられ、事前に避難先施設の了解を得ておく。 ○ <u>避難先や避難経路に災害リスクが無いことを確認した。</u> 説明：避難先や避難経路に災害リスクが無いことを、市区町村が公表しているハザードマップや国土交通省や都道府県が公表している浸水想定区域図等により確認する。 ○ <u>施設内での安全確保の場合、浸水しない高さの居室があること、長時間の浸水に備えた備蓄があることを確認した。</u> 説明：施設の上階等の居室において安全確保する場合は、施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていないこと、浸水しない高さの居室があること、長時間浸水する場合の支障を許容できる（水や食糧、薬等の備蓄が十分にある。電気、ガス、水道、トイレが一定期間使用不可になることへの対応策がとられている。）ことを確認する。（なお、土砂災害については、施設が倒壊するおそれがあるため、立退き避難が望ましい。） ○ <u>急激な災害に備えた緊急移動方法を確認した。</u> 説明：急激に災害が切迫し、立退き避難が安全にできない場合も想定されるため、その際に、少しでも被害を受けにくい高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する等の方法について確認する。また、そのような状況になったときの市区町村等への連絡体制を確認する。 ○ <u>市区町村への連絡体制を確認した。</u> 説明：緊急事態に陥ったときの市区町村等への連絡者、連絡先、連絡手段を確認する。なお、避難開始、避難完了時においても連絡することが望ましい。	□ □ □ □ □
3. 施設利用者の避難支援を開始するタイミングについて ○ <u>災害リスクに対して、避難のタイミング、行動を確認した。</u> 説明：それぞれの災害リスクに対して、どのタイミングで避難行動をとればよいかを確認する。（原則として、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたときに避難開始） ○ <u>夜間や暴風時の避難開始のタイミングを確認した。</u> 説明：夜間や暴風時の立退き避難は危険を伴うため、日没前や暴風域に入る前の避難など、早めの避難を確認する。 ○ <u>施設利用者全員の避難に要する時間を確認した。</u> 説明：施設利用者全員の避難に多くの時間を要する場合には、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階から雨量や水位情報を収集し、早めに施設利用者の避難支援を開始することを確認する。 ○ <u>避難の負担軽減の手順を確認した。</u> 説明：避難の頻度が多くなると、避難行動自体が施設利用者の負担になり得ることから、持ち出し品のみを車に積み込んだり、避難先に先に移送することを考えておく。また、施設利用者の健康状態に応じて避難開始のタイミングを分けること等、施設の実情に応じた避難を確認する。	□ □ □ □
4. 施設利用者の避難支援のための体制確立について ○ <u>避難支援要員の確保策を確認した。</u> 説明：災害の状況が悪化した段階になると、交通の停止等により、職員が施設に駆け付けられないおそれがあるため、大雨・洪水・高潮注意報（警戒レベル2）等が発表された段階で早期に施設の防災体制を確立するなど、特に、夜間や休日における施設利用者の避難支援要員の確保策を確認する。 ○ <u>外部の避難支援者の確保策を確認した。</u> 説明：いざという時には、消防団や地元企業、地域住民等の地域関係者や施設利用者の家族による支援が得られるよう、事前に訓練したり、連絡先を把握するなど対応策を確認する。	□ □

●以下の項目について御確認ください。（施設の災害リスクや地域防災計画の位置づけの有無について、該当するところに○印を付けてください）

○ 施設の災害リスク
・ 洪水浸水想定区域 <div style="text-align: right;">【位置している（浸水深50cm以上）、位置している（浸水深50cm未満）、位置していない、わからない】</div>
・ 高潮浸水想定区域 <div style="text-align: right;">【位置している（浸水深50cm以上）、位置している（浸水深50cm未満）、位置していない、わからない】</div>
・ 土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域 <div style="text-align: right;">【土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、位置していない、わからない】</div> ・ （土砂災害警戒区域あるいは土砂災害特別警戒区域に位置している場合） 土砂災害の種類 <div style="text-align: right;">【急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、土石流、地すべり、わからない】</div>
○ 施設の市町村地域防災計画への位置づけの有無 <div style="text-align: right;">【位置づけられている、位置づけられていない、わからない】</div>

※1) 上記4項目の点検が終了したら、施設から市区町村に点検終了の旨をお知らせください。
 ※2) 点検の結果、懸念事項がある場合は、当面の対応策について市区町村にご相談ください。

老推発 0722 第 1 号
老指発 0722 第 1 号
老高発 0722 第 2 号
老振発 0722 第 2 号
老老発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険施設等における非常災害対策計画の作成及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて介護施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

記

- 1 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害計画の作成及び避難訓練の実施について義務付けられているが、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考 1) 関係省令、通知

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号) 第 26 条

指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない

- ・「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)

第四 運営に関する基準

25 非常災害対策

- (1) 基準省令第二十六条は、指定介護老人福祉施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。
- (2) 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている指定介護老人福祉施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定介護老人福祉施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の策定等の業務を行わせるものとする。

※ 他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

(参考 2) 点検対象施設・サービス

- ①広域型特別養護老人ホーム ②地域密着型特別養護老人ホーム③介護老人保健施設
- ④介護療養型医療施設 ⑤介護医療院 ⑥養護老人ホーム ⑦軽費老人ホーム
- ⑧有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)

- ⑨有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの。サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。）
- ⑩有料老人ホーム（⑧及び⑨以外の住宅型有料老人ホーム。）
- ⑪認知症対応型共同生活介護
- ⑫小規模多機能型居宅介護
- ⑬看護小規模多機能型居宅介護
- ⑭短期入所生活介護
- ⑮通所介護（通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑯地域密着型通所介護（療養通所介護を除く。地域密着型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の地域密着型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）
- ⑰療養通所介護
- ⑱通所リハビリテーション（介護保険法第71条による居宅サービスに係る第41条第1項本文の指定を受けた事業所を含む。）
- ⑲認知症対応型通所介護（認知症対応型通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の認知症対応型通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を含む。）

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した介護保険施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いします。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日老総発0909第1号、老高発0909第1号、老振発0909第1号、老老発0909第1号）や「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号）、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成31年2月1日老総発0201第1号、老高発0201第1号、老振発0201第1号、老老発0201第3号）等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、介護保険施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

（具体的な項目例）

- ・ 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数、所要時間 等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等） 等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・ 関係機関との連携体制 等

子保発 0727 第 1 号
子子発 0727 第 1 号
子家発 0727 第 1 号
子母発 0727 第 1 号
令和 2 年 7 月 27 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児 童 福 祉 主 管 部 (局) 長 殿
中 核 市

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 子 育 て 支 援 課 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 家 庭 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 母 子 保 健 課 長
(公 印 省 略)

児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等においては、自力避難が困難な乳幼児等も利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて児童福祉施設等の非常災害対策及び利用児童等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします。

記

- 1 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第6条等の児童福祉法等に定められている児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期すよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況(実施時期等)について速やかに点検をお願いする。

(参考)

- ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

第六条

児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

※他、各事業基準省令等に同旨の記載

- 2 点検の過程で、非常災害対策計画が未作成又は内容が不十分であると判断した児童福祉施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号)や「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の調査及び指導・助言について(依頼)」(平成29年2月20日雇児総発0220第2号)等の通知や当該通知の添付資料を参考のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、児童福祉施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の作成状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・児童福祉施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数、所要時間等))
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

事務連絡
令和2年7月22日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課

救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の
実施に関する指導・助言の徹底について

救護施設、更生施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施については、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）により定められており各施設において適切に行っていただく必要があります。

平成29年度に実施した調査結果（注1）から、平成30年度にかけてそれぞれの施設のご努力により、非常災害計画の策定率及び避難訓練の実施率が向上しているところ（注2）であります。未だに非常災害対策計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところです。

今般の令和2年7月豪雨により、水害・土砂災害が発生しているところでもあり、出水期となった現在、改めて起こりうる災害に対し網羅的に対処できる準備が必要です。こうした観点から、都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、貴管内市町村及び救護施設等に対し、適切な非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、非常災害対策計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設を改めてご確認いただき、対応が行われていない施設に対しては、直ちに対応が行われるよう強力かつ速やかに指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

（注1）「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」（平成30年12月28日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

（注2）非常災害計画の策定状況及び避難訓練の実施状況（全国の状況）

	（平成29年度）		（平成30年度）
避難訓練の実施状況	53.0%	→	85.7%
非常災害対策計画の策定状況	70.3%	→	82.6%（暫定値）

(参考 1)

「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年 厚生省令第 18 号)(抄)

(非常災害対策)

第 7 条 救護施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立てておかなければならない。

2 救護施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なわなければならない。

(参考 2)

「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成 24 年 3 月 26 日付 厚生労働省社会・援護局長通知)の(別添)保護施設指導監査事項

<主眼事項>

3 防災対策の充実強化

<着眼点>

防災対策について、その充実強化に努めているか。

ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。

イ 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。例えば、風水害の場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」等の緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか。

ウ 非常食等の必要な物資が確保されているか。

エ 救護施設等が定める非常災害に対する具体的な計画(以下、「非常災害対策計画」という。)が作成されているか。

また、非常災害対策計画は、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか(必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はない)。

オ 非常災害対策計画には、以下の項目が盛り込まれているか。また、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等を参考の上、実効性の高い非常災害対策計画が策定されているか)。

【具体的な項目例】

- ・ 救護施設等の立地条件(地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が設置する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・ 関係機関との連携体制

カ 非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有しているか。

また、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有しているか。

キ 火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

ク 避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行っているか。

なお、前年度又は当該年度において、消防法関係法令に基づく立入検査が行われている場合は、当該事項の監査を省略して差し支えない。

(参考3) 令和2年3月4日 社会・援護局関係主管課長会議資料

保護課（資料3）P72（保護施設における非常災害対策計画）部分参照

厚生労働省 社会・援護局 保護課
保護事業室 自立支援係
連絡先：03-5253-1111（内線 2833）
SEIHOJIRITSU@mhlw.go.jp

障障発 0722 第 2 号
令和 2 年 7 月 22 日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び
避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について

令和 2 年 7 月豪雨により、熊本県球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等は、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

つきましては、下記の事項に留意の上、あらためて障害者支援施設等の非常災害対策及び入所者等の安全の確保に努めていただくとともに、都道府県におかれては管内市町村に対し周知をお願いします

記

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 44 条等の障害者総合支援法等の関係法令において、非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について義務付けられているが、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、所管施設の非常災害時の計画の策定状況や避難訓練の実施状況（実施時期等）について速やかに点検をお願いします。

（参考 1）関係省令、通知

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の

人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）

（非常災害対策）

第 44 条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）

第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

3 運営に関する基準

(38) 非常災害対策（基準第 44 条）

- ① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。
- ② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。
- ③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。
- ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものである。

※他、各サービス指定基準省令等に同旨の記載

（参考 2）点検対象施設・サービス

- ①障害者支援施設 ②療養介護事業所 ③生活介護事業所 ④短期入所事業所
- ⑤自立訓練事業所 ⑥就労移行支援事業所 ⑦就労継続支援事業所 ⑧共同生活援助事業所
- ⑨福祉型障害児入所施設 ⑩医療型障害児入所施設 ⑪児童発達支援センター
- ⑫児童発達支援事業所 ⑬医療型児童発達支援事業所 ⑭放課後等デイサービス事業所

2 点検の過程で、非常災害対策計画が未策定又は内容が不十分であると判断した障害者支援施設等に対しては、必要な指導・助言をお願いする。

この点、非常災害対策計画に盛り込む項目や避難訓練の実施については、過去に発出した「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強

化・徹底について」(平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号)や「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号)、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について」(平成 30 年 12 月 27 日障障発 1227 第 1 号)等の通知や当該通知の添付資料を参照のうえ、それぞれの施設の属する地域・地形、想定される災害の種類などを考慮し指導・助言を検討していただきたい。

なお、障害者支援施設等に対する実地指導時においても、非常災害対策計画の策定状況等を確認していただくようお願いする。

(具体的な項目例)

- ・ 障害者支援施設等の立地条件 (地形 等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (自治体、家族、職員 等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準 (「避難準備情報発令」時 等)
- ・ 避難場所 (市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)
- ・ 避難経路 (避難場所までのルート (複数)、所要時間 等)
- ・ 避難方法 (利用者ごとの避難方法 (車いす、徒歩等) 等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)
- ・ 関係機関との連携体制 等